

履 修 要 綱

「履修要綱」は、本学学則第5章「教育課程及び履修方法」および、第8章「試験及び卒業」に基づいて定められたものである。従って、学生は授業を受けるにあたっては、自己の責任において、特にこれを熟読しなければならない。

1. 単位について

1-1. 単位制度

「教育課程」は、大学設置基準によるところの「単位制度」に基づいて編成されており、学修の基本でもあるので、各自「単位制度」の本質を十分に理解する必要がある。単位は履修した科目の学力が一定レベルに達したときに与えられるもので、そのレベルに達するためには教室内で授業を受けるだけでは不十分であり、「予習」、「復習」、「宿題」などの自学自習を必要とする。

授業は「講義」、「演習」、「実習および実技」等の方法で行われ、各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間として、学則第18条「教育課程及び単位の計算方法」の標準に従って計算されるが、講義については、1回（1時限）の授業に対して4時間の自学自習を行わせる方針で行うことを標準にしている。

なお、卒業する為には、学則第15条「履修単位及び年限」に基づき、4年以上在学して総計124単位以上を修得しなければならない。

1-2. 単位数

授業の方法によって授業時間に対する自学自習の必要時間が異なる。週1時限の授業に対して与えられる単位数は次のとおりである。（学則第18条参照）

(1) 講義・演習

2時間の授業、4時間の自学自習、週1回半期15週では、
 $(2+4) \times 15 = 90$ 時間 $90 \div 45 = 2$ 単位
通年30週の場合は4単位

(2) 実験・実習・製図・実技

2時間の授業、1時間の自学自習、週1回半期15週では、
 $(2+1) \times 15 = 45$ 時間 $45 \div 45 = 1$ 単位

但し、授業時間外の自習によって準備または整理を行う必要のある科目については、その程度に応じて単位数を増加してある。

また、学則第18条の2に基づき、各授業科目の授業は、10週または15週にわたる期間とするものの、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果がある場合、この期間を変更する場合がある。授業はクォーター開講（前学期・後学期をさらに分割した期間で開講）が基本であるが、詳細は授業時間表で確認すること。

1-3. 単位の授与

各授業科目を履修した者に対して、試験（中間試験その他の評価を含む）により、その成果を判定した上で単位を与える。

この場合の履修とは、単位制度に基づくものであって、所定の単位を修得するためには、必要な時間数の授業を受けていなければならないことは勿論、定められた時間数の自学自習が行われていなければならない。

なお、履修したが合格点に達しないため単位を与えられなかった科目のうち、単位を修得しておかなければならない科目（必修科目等）は、次年度以降に低学年の授業時間表に従って再履修しなければならない。

1-4. 標準履修法

学生は4年次において、その二分の一から三分の二の時間を「卒業研究」に費やすので、3年次末迄に各学科の「卒業研究(1)」の着手条件を、余裕を持って充たしておくことが望ましい。その為の目安として、各学期に18単位以上修得できるよう履修計画を立てる必要がある。

1-5. CAP (キャップ) 制

半期に履修できる単位数は、基本的には**上限20単位まで**である。
この制限には、再履修科目、他学部他学科科目、他大学単位互換科目を含める。
通年の科目は、単位数に1/2を乗じた値を半期分の単位数とする。

CAP制(履修登録単位数の上限を設ける制度)は、履修計画を綿密に作成した上で計画的に履修をすること及び履修科目の予習復習等を行い、1回(1時限)の講義演習科目に対して4時間の自学自習を実施するために設けられた制度である。この考え方に基づいて、計画的履修と自学自習を心がけてもらいたい。

(1) 履修登録単位数の上限対象外とする科目

以下の科目は制限に含めない。

科目種類	科目例
集中講義で行う科目	<input type="checkbox"/> 「応用体育(2)」で、スキーなど集中授業で行う科目 <input type="checkbox"/> 夏期・春期など、集中講義として行う科目(授業時間表に特定曜日時限が割り当てられていない科目)
ボランティア関係科目	<input type="checkbox"/> 「ボランティア(1),(2)」
インターンシップ関係科目 関係科目	<input type="checkbox"/> 「インターンシップ(1),(2)」
海外体験関係科目	<input type="checkbox"/> 「海外フィールド演習」 <input type="checkbox"/> 本学が実施する海外体験プログラムで、卒業要件に認定する場合の科目
卒業要件非加算で 履修する科目	<input type="checkbox"/> 他学部・他学科科目の履修のうち、各学科において「卒業要件に含めない」としている科目など、「卒業要件非加算の特別履修」として履修する科目 <input type="checkbox"/> 教職課程が開講する科目で、卒業要件非加算の科目 <u>注意：卒業要件非加算の特別履修であるが、履修登録単位数の上限に含める科目「教養ゼミナール(1),(2)」「教養特別講義(1),(2)」「特別講義(1),(2)」について、それぞれ4単位を超えて履修した場合の科目は、「卒業要件非加算の特別履修」となるが、履修登録単位数の上限には含めるので注意すること。</u>
教職課程開講科目	<input type="checkbox"/> 教職課程が開講する科目で、卒業要件には加算されるが、教員免許状取得のために、履修登録単位数の上限対象外として認める科目(主に教職課程が開講する科目であるが、詳細は確認すること)

(2) 履修登録単位数の上限緩和措置

f-GPA値が4.0以上の成績優秀な学生は、24単位までの超過履修を可能とする。

1-6. TAP 参加学生

TAP参加学生は、別途定める準備講座(卒業要件の修得単位には含まれない)に出席する。
TAP参加学生は、履修登録許可科目があり、この科目については1年次の履修が可能である。具体的な適用学年や履修等の説明については、参加募集説明会にて説明する。

2. 授業科目について

2-1. 科目の区分

授業科目はその内容により、学部共通科目(基礎科目(外国語科目、体育科目、教養科目)、PBL科目)、専門基礎科目、専門科目(学科基盤科目、学科専門科目)に分ける。
各授業科目については「教育課程表」に記載されているので、同表を参照すること。
なお、教育課程表の担当者欄に担当者氏名が表記されている科目が、横浜キャンパスで開講される科目であり、各学科の授業時間割表に開講曜日・時限が記載されている。科目により履修条件が付記されているものがあるので確認をすること。

2-2. 科目の種類

授業科目は「必修科目」、「選択必修科目」及び「選択科目」に分ける。それらの「授業科目」の性質は次の通りである。

- ①**必修科目**……必ず履修しなければならない科目。
- ②**選択必修科目**……指定された科目の中から選択して必ず履修しなければならない科目。
- ③**選択科目**……自由に選択して履修できる科目。

なお、科目の選択は各自の履修上慎重な配慮を要するものなので、選択にあたっては必ず後述の「3. 履修について」の「3-5. 履修における留意事項」を参照すること。

2-3. 科目の記号

- ①**必修科目**……○印
- ②**選択必修科目**……△印
- ③**選択科目**……無印

3. 履修について

3-1. 卒業の要件

卒業する為には、4年以上在学して、次の表に従ってそれぞれの区分の単位を修得すると共に卒業試験に合格しなければならない。(学則第15条「履修単位及び年限」参照)なお、この表は各自の履修の基準となるので、各学期の開始の度に必ず参照すること。

区分		卒業要件
基礎科目	外国語科目	8単位
	体育科目	1単位
	教養科目	10単位
PBL科目		4単位
小計		23単位
専門基礎科目		30単位
小計		30単位
専門科目	学科基盤科目	60単位
	学科専門科目	
小計		60単位
自由選択科目	※1	11単位
合計	※2	124単位

※1 自由選択科目として、各区分の卒業要件を超える分を合算して11単位以上修得しなければならない。

※2 「数理・データサイエンスプログラム」として、データサイエンス分野(※DS)の科目より1単位以上を含み、数理科学分野(※MS)の科目と合わせて4単位以上を修得しなければならない。(数理科学分野・データサイエンス分野の科目については、学部共通科目(基礎科目・PBL科目)教育課程表、及び所属学科の教育課程表を確認すること。)

3-2. 履修科目

3-2-1. 基礎科目

(1) 外国語科目

- ①「外国語科目」区分は、英語科目、共通、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、中国語、アラビア語、韓国語、日本語表現から構成され、1年次～2年次までに配当されている。
- ②「外国語科目」として「英語科目(スキル)」科目群より必修科目4単位の修得と、必修科目以外の外国語科目の中から4単位の修得が卒業要件となっている。
- ③卒業要件を超えて修得した単位(必修科目以外の英語科目、共通、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、中国語、アラビア語、韓国語、日本語表現)は、自由選択科目として卒業要件に算入できる。
- ④入学後オリエンテーション期間等に実施する基礎学力調査の結果により、習熟度別に編成したクラスを指定する場合がある。また、一部の科目では、履修上の制限を設けている場合があるため、シラバス等で確認すること。

(2) 体育科目

「体育科目」区分は、1、2年次に配当されており、選択必修科目のうち、1単位の修得が卒業要件となっている。卒業要件を超えて修得した場合は、自由選択科目として卒業要件に算入できる。

(3) 教養科目

- ①「基礎科目・教養科目」区分は、1年次～3年次までに配当されている。
- ②「教養科目」として10単位の修得が卒業要件となっている。
- ③「ネパール環境フィールド研修プログラム」の単位認定について
上記プログラムの参加(履修)方法や日程等の詳細については掲示等にて周知する。同プログラムに参加し、合格した場合は、「海外フィールド演習」(2単位)の単位として認定される。各々のプログラムに参加し、成績が評価されても、一度履修して合格した「海外フィールド演習(2単位)」の評価は変更しない。

	<p>④「特別講義」「教養ゼミナール」「教養特別講義」の単位認定について 卒業要件に算入する単位数は、それぞれ4単位までとする。一度履修して合格した場合、当該科目の評価は変更しない。</p> <p>⑤ 卒業要件を超えて修得した単位は、自由選択科目として卒業要件に算入できる。</p>
3-2-2. PBL 科目	「PBL 科目」区分は、1年次～3年次までに配当されており、必修科目3科目（4単位）の修得が卒業要件となっている。
3-2-3. 専門基礎科目	<p>(1) 「専門基礎科目」区分は1年次～3年次までに配当されている。</p> <p>(2) 両学科とも、「専門基礎科目」区分における卒業要件は30単位である。このうち、各学科それぞれ以下の科目を必修科目として必ず履修しなければならない。</p> <p>①環境創生学科 2科目4単位 「統計学基礎」、「地理情報システム」</p> <p>②環境経営システム学科 3科目6単位 「統計学基礎」、「環境倫理」、「情報編集入門」</p> <p>(3) 卒業要件を超えて修得した単位は、自由選択科目として卒業要件に算入できる。</p> <p>なお、他学科の専門基礎科目を履修した場合の認定単位数等の詳細は後述の「12. 所属学科以外の科目の履修について」を参照のこと。</p>
3-2-4. 専門科目・学科基盤科目	<p>(1) 「専門科目・学科基盤科目」区分は、各学科それぞれ1～3年次までに配当されている。このうち、各学科それぞれ以下の科目を必修科目として必ず履修しなければならない。</p> <p>① 環境創生学科 5科目10単位 「都市環境学概論」、「環境数理学入門」、「生態学概論」、「建築環境学」、「ランドスケープ論」</p> <p>② 環境経営システム学科 1科目2単位 「環境経営システム学入門」</p>
3-2-5. 専門科目・学科専門科目	<p>(1) 「専門科目・学科専門科目」区分は、各学科1年次～3年次までに配当されている。</p> <p>(2) 両学科「事例研究(1), (2)」(計4単位)、「卒業研究(1), (2)」(計6単位)をこの区分に位置付けており、必修科目として必ず履修しなければならない。</p> <p><u>【専門科目/学科基盤科目・学科専門科目】</u>区分における卒業要件は60単位である。 卒業要件を超えて修得した単位は、自由選択科目として卒業要件に算入できる。</p> <p>なお、他学科の専門科目を履修した場合の認定単位数等の詳細は後述の「12. 所属学科以外の科目の履修について」を参照のこと。</p>
3-2-6. 自由選択科目	自由選択として、上記各区分の卒業要件単位を超える分を合算して11単位以上修得しなければならない。後述する他学部及び他大学等との単位互換により修得した単位をこの区分の単位として認定することができる。(認定単位数等の詳細は後述の「12. 所属学科以外の履修について」を参照のこと。)

3-3. 副専攻プログラム

学際的なテーマ、あるいは特定学問分野に関する授業科目で編成されるプログラムであり、複眼的な思考力と統合的な理解力の育成を目的としている。該当する授業科目を10単位以上取得することで履修した副専攻プログラムの修了が認定される（修了要件はプログラムにより異なるので、注意すること）。副専攻プログラムの履修によって取得した科目の大半は「他学部他学科科目」であるが、自由選択科目として卒業要件単位に含めることができる。なお、プログラムの修了を認定するには、所定の申請書の提出が必要である。以下に本年度から始まる副専攻プログラムの名称などを記す。

プログラム名称	担当学部	履修可否	修了要件
社会変革のリーダー育成	教育開発機構	可	14 単位
エンジニアリング教養	理工+ 建築都市デザイン	可	10 単位
データサイエンス技術者養成	情報工	環境創生：可 環境経営システム：否	10 単位
情報デザイン	メディア情報+ 都市生活	可	10 単位
情報マネジメント	メディア情報	可	10 単位
環境基礎	環境	否	10 単位
情報工学基礎	メディア情報	否	10 単位
都市・マーケティング	都市生活	可	10 単位
児童学基礎	人間科学	可	10 単位

各プログラムを構成する科目群などの詳細は、ガイダンス等で紹介・説明する。また、新たな副専攻プログラムが創設されたときは、学期当初のガイダンスなどで紹介する。

3-4.

数理・データサイエンス プログラム

社会から数理的思考力とデータ分析・活用能力の修得が求められている。その要請に応えるため、卒業要件として「数理・データサイエンスプログラム」の充足を定めた。「数理・データサイエンスプログラム」は、数理科学分野（教育課程表の※MS が該当科目である）とデータサイエンス分野（教育課程表の※DS が該当科目である）で構成され、データサイエンス分野（※DS）で1単位以上を含み、合計で4単位以上の修得を要する。これを満たさないと卒業延期となるため、注意すること。

学部	学科	卒業要件 (※MS+※DS)	※MS		※DS (1 単位以上を修得)	
環境学部	環境創生 学科	4 単位	卒業要件充足で充たす		データサイエンスリテラシー(1)	1 単位
					データサイエンスリテラシー(2)	1 単位
	環境経営 システム学科	4 単位	統計学基礎○	2 単位	データサイエンスリテラシー(1)	1 単位
			数学入門	2 単位	データサイエンスリテラシー(2)	1 単位
			環境数理学入門	2 単位	アルゴリズムとデータ構造	2 単位
			環境統計学	2 単位		
			マネジメント数学	2 単位		

○印：当該学科の必修科目

3-5. 履修における留意事項

- (1) 各学期の始めの履修手続きに当たっては、「教授要目（シラバス）」を熟読すると共に、入学年度の「教育課程表」及び「授業時間表」「履修系統図」等を充分研究した上で、各自一年間の履修方針を定めること。
- (2) 当該年度に組まれている授業時間表に基づいて、「必修科目」、「選択必修科目」、「選択科目」の順に、履修方針に基づいて選択し、履修登録をしなければならない。なお、科目の中には履修条件が示されている場合があるので、「教授要目（シラバス）」及び「履修系統図」を熟読すること。
- (3) 自学自習に多くの時間を要する単位制度のもとでは、授業時間表に組まれている選択科目の全部について履修することは難しいので、科目選択に当たっては、授業担当教員やクラス担任教員等の助言を受けて、適正に選択することが必要である。
- (4) 所属学年に組まれている授業科目は極力その学年で修得するよう努力しなければならない。次の年度で再履修しようとしても授業時間や試験時間が重複して履修できないことも多いためである。また、学年進行に伴うカリキュラム変更等により、当該年度の開講をもって廃止となる場合や新規に開講する科目に振替える場合があるので、キャンパス内掲示板やポータルサイト等で充分に確認、注意すること。
- (5) 他キャンパスでの開講科目を履修しようとする場合、キャンパス間のシャトルバスによる移動などの時間を考慮した計画を立てる必要があるので注意すること。

3-6. 履修登録

インターネットを利用して、指定された日に各自で履修登録（Web による登録）を行う。（操作方法等については「授業時間表」の履修登録作業手順（マニュアル）を熟読すること。）この手続きを経ない科目は、受講の上、試験に合格しても単位は与えられないので注意すること。その為、履修登録に際しては慎重を期し、「授業時間表」、「教育課程表」、「教授要目（シラバス）」等を参照するほか、特に、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 履修登録は、学期（前期・後期）毎に受講する全科目を登録すること。
- (2) 科目によってはクォーター開講（前学期・後学期をさらに分割した期間で開講）する場合があるが、履修登録の手続きについては「前学期」「後学期」として学期毎に行う必要があるので注意すること。
- (3) 科目の履修は授業時間表で指定されている各自の組（組の指定がない場合は全ての組対象）に基づいて行うこと。
- (4) 所属学年よりも上の学年に配当されている科目の履修は認められない。
- (5) 他学部の開講科目を履修する場合は「特別履修申告書」に所定の事項を記入の上、履修登録期間に横浜キャンパス教育支援センターに提出すること。
なお、単位互換協定大学の開講科目を履修する場合は、指定用紙に所定の事項を記入の上、横浜キャンパス教育支援センターに提出すること。詳細は、後述の（手続き方法や手続き期限、指定科目、単位認定等の詳細については年度初め等のガイダンス時に周知するので、各自確認すること。）
- (6) 履修確認期間及び履修削除（変更）期間を除き、履修登録期間後の履修科目の変更・追加・削除は原則として認められないので注意すること。
- (7) CAP制により、半期の履修登録単位数の上限を設けられているので留意した上で、履修計画を立てること（CAP制については、上述「1. 単位について」の「1-5. CAP（キャップ）制」を参照のこと）。
- (8) 以下のような場合を“再履修”として取り扱う。
 - ① 過去に不合格になった科目を再度履修する場合
 - ② 過去に履修したことがない科目でも、自己の学年よりも低学年に配当されている科目を履修する場合。
- (9) 既に合格（単位修得）した科目を再度履修することはできない。すなわち、一度履修して合格した科目の成績評価は変更できない。
- (10) 休学中の当該学期の履修登録科目は、自動的に削除されるので注意すること。
- (11) 2年次以降の履修登録の際には、さらに、次のことに注意すること。
 - ① 履修する科目は初めての履修、再履修を問わず、すべて登録すること。
 - ② 低学年の必修科目と所属学年に配当されている必修科目の授業時間が重複している場合は、低学年の科目を優先して履修すること。

3-7.

TAP 参加学生の先行履修登録

TAP 参加学生については、以下の科目の1年次前期における履修を認める。

(1) 環境創生学科のTAP 参加学生（5科目）

「画像処理技法」、「建築環境学」、「ランドスケープ論」、「環境化学」、「環境緑地学」

3-8. 大学院先行履修制度

(1) 本学では、学部在学中に、大学院博士前期課程の授業科目を先行履修することが出来る（ただし在学年次、受講資格等制限がある）。

(2) 本学大学院に進学後、各研究科各専攻において、修得した単位を「10単位」を超えない範囲で認定することができる。申請手続等の詳細は、横浜キャンパス教育支援センターで確認すること。

4. 授業時間について

各時限の授業時間は次のとおりである。

時 限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
時 間	9:00～ 10:40	10:50～ 12:30	13:20～ 15:00	15:10～ 16:50	17:00～ 18:40

※試験期間の試験時間は、後述の「7. 試験について」の「(4) 試験時間について」を参照すること。

5. 休講について

(1) 学校行事や担当教員の都合などにより授業を休講とする場合がある。

その場合は事前に横浜キャンパス3号館1階(31A 教室前)のプラズマディスプレイおよびポータルサイトにて連絡する。(単位互換科目等は、通常の掲示板にて周知する場合がある。)

(2) 「休講」の連絡や、その他特段に指示がなく、授業開始時間から30分以上遅れても授業が行われない場合には「休講」の扱いとする。

6. 不可抗力(災害等)による
授業措置について

(1) 交通機関がストライキ等により運行を停止した場合

(i)	午前6時までにスト等による運行停止が解除された場合。	⇒	平常どおりの授業を行う。
(ii)	午前9時までにスト等による運行停止が解除された場合。	⇒	午前は休講とし、午後は平常どおりの授業を行う。
(iii)	午前9時までにスト等による運行停止が解除されない場合。	⇒	全日休講とする。

①横浜市営地下鉄または東京急行電鉄(田園都市線)がスト等により運行を停止する場合次の段階によって授業措置が異なる。

②横浜市営地下鉄および東京急行電鉄(田園都市線)がスト等により運行を停止しない場合、JR東日本の電車その他が、スト等により運行を停止しても、授業は平常どおり行う。

(2) 台風による暴風警報が発令された場合

東京地方(23区西部、23区東部)及び神奈川県東部に暴風警報が発令された場合、次の段階によって授業措置が異なる。

(a)	午前6時までに暴風警報が解除された場合。	⇒	平常どおりの授業を行う。
(b)	午前9時までに暴風警報が解除された場合。	⇒	午前は休講とし、午後は平常どおりの授業を行う。
(c)	午前9時までに暴風警報が解除されない場合。	⇒	全日休講とする。

(3) その他、緊急事態の状況によっては、前述にかかわらず別途の措置を講じる場合がある。

(4) 上記の措置を行う場合、直ちに大学ホームページ及びポータルサイトへ掲載するので、各自で確認すること。

7. 試験について

(1) 試験の種類

試験は、「科目試験」「再試験」「卒業試験」からなっている。

(2) 試験の内容

①科目試験

「科目試験」は定期試験として前期前半、前期末および後期前半、学年末に全学一斉に行い、これとは別に担当教員によっては、中間試験その他を行うことがある。

また担当教員の意志によりレポート、論文をもって試験に替える場合がある。

受験に際しては次の事項に留意すること。

- (i) 試験科目、試験の日時および場所は予め掲示する。(その際に受験についての注意事項を併せて掲示する。)
- (ii) 次の何れかに該当する者は試験を受けることはできない。たとえ受験しても無効とする。
 - (a) 科目の履修申告をしていない者
 - (b) 出席不良のため受験停止を命ぜられた者
 - (c) 学生証を所持しない者
 - (d) 試験開始後20分以上遅刻した者
- (iii) 受験の際は学生証を必ず机上に置かなければならない。
- (iv) 試験開始後30分以内の退場は許可しない。
- (v) 病気・負傷、大学に向かう途中の事故又はやむを得ない正当な事由により受験できなかった場合は、欠席届に診断書又は証明するものを添えて期限までに教育支援センターに提出しなければならない。担当教員の判断により、追試験を行う場合がある。詳細は教育支援センターで確認すること。

②再試験

- (i) 4年次に在籍し、かつ卒業研究着手者(卒業研究修得済者を含む)を対象とする。
- (ii) 当該期末に卒業予定(見込み)の者。または当該期でなければ卒業要件を充足できない者。
- (iii) 当該期成績確定後、「不可」となった科目について、一定の条件の下、申請して再度受験し直すことが出来る。(科目数等制限があるので、詳細は各自掲示板で確認すること。)

③卒業試験

- (i) 卒業研究着手の条件(後述「12. 卒業研究(1)、(2)の着手条件について」を参照)を充たしていない者は卒業研究に着手することはできない。
- (ii) 卒業試験は、各指導教員に分属して指導を受けた論文、文献調査、実習報告等の卒業研究につき、その作成経過を加味して行う。
- (iii) 卒業研究の評価は各学科の定めたルーブリックに基づいて行われる。

(3) 試験の際に不正を行った者の取り扱い

本学部学生が、試験（単位互換により、本学部以外での受験を含む）において不正行為を行った場合、「学則」および「学生の懲戒に関する規程」に従って処分の手続きを行い、「当該クォーター期間内に実施する全ての科目試験の評価を不可（0点）にする」とともに、「10日以上停学または退学」とする。

①試験には、大学が当該年度の学年暦で定めた定期試験期間中に行う試験の他、担当教員が授業期間中に各学期末試験または学年末試験として行う試験や、クォーター開講科目で学期途中に実施する試験も対象とし、これらのすべてを「当該クォーター期間内に実施する全ての科目試験」として取り扱う。

②停学の期間は在学年数に算入する。

③処分の内容は決定後公示する。

④停学の場合の執行開始は学内会議において処分の決定した翌日からとする。

⑤以下のような場合は不正行為と断定する。

(a) 代人に受験させた場合。

(b) 他人のために答案、メモ等を書いたり、他人に答案、メモ等を書いてもらったりしている場合。

(c) 持ち込みを許可されていない教科書、参考書、ノート、メモ等を見た認められる場合。

(d) 他人の答案を見た認められる場合。

(e) 他人に自己の答案を見せたと認められる場合。

(f) 言語、動作をもって互いに連絡している場合。

(g) 教科書、参考書、ノート等を参照してよい場合に、これらを互いに貸借している場合。

(h) その他、試験監督者および出題者が不正と判断する行為（例えば、持ち込みを許可されていないメモ、ノートを机上に持っている場合等）を行った場合。

⑥不正行為は試験場で指摘された場合に限らず、採点の際に発見された場合も同様の扱いを受ける。

⑦処分を受けると当該クォーター期間内に実施される科目試験の全ての科目が不合格となるので、ほぼ確実に1年以上の卒業延期となる。

(4) 試験時間について

定期試験の試験時間は次のとおりである。

なお、各時限60分を原則としており、平常の授業時間（前述「4. 授業時間について」）と異なるので充分注意すること。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
時間	9:00～ 10:00	10:20～ 11:20	11:40～ 12:40	13:40～ 14:40	15:00～ 16:00	16:20～ 17:20

8. 成績について

(1) 成績の確定

- ①科目試験の結果は、8月下旬（クォーター開講を含む前期配当科目）および、3月下旬（クォーター開講を含む後期配当科目および通年配当科目）に確定する。
- ②成績は、保証人宛に発送する「成績通知書」（書面）およびWeb上で発表する（8月下旬および3月下旬）。
なお、クォーター開講科目については、各クォーター期間終了後に、Web上にて先行して発表することがある（但し、成績の確定は上記①のとおり）。
- ③卒業要件を充たして学位授与資格を認定された者は、3月に掲示板等で発表する。

(2) 成績の評価

学業成績の評価を、秀（100点～90点）、優（89点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点以下）の5段階に分け、秀、優、良、可を合格とする。当初の評価で合格に達していない場合でも、授業への出席状況や授業内容の理解度などから追加の学習によって合格に達すると期待される学生には再教育の期間を設け、成績評価を「保留」することがある。

他大学で修得した科目を本学の科目として認めたときの評価は段階別に分けて、「認定」との表記になる（例えば、認定留学で修得した単位など）。

採点不可能な場合（授業に出席していない、定期試験を受験していない等、判断する材料がない場合等）は、「欠席」評価となる場合がある。

(3) 成績順位（席次）の算出方法

成績順位（席次）の算出方法は以下のとおりである。

f-GPA（ファンクショナル・グレード・ポイント・アベレージ）方式とし、以下の計算式で算出する。

$$\frac{\text{履修した各科目のGP} \times \text{単位数の合計}}{\text{履修単位数}} = \text{評定値}$$

※GP = (科目の得点 - 50) / 10 ただし、科目の得点が60点未満の場合、GPは0とする。

- ①算出の対象となる科目は「卒業要件対象科目」とする。（卒業要件非加算科目は対象外）
- ②評定値の算出にあたっては「不可」評価となった科目も対象とする。
- ③評定値の算出にあたっては「欠席」評価となった科目は対象としない。
- ④評定値の算出にあたっては「認定」評価となった科目は対象としない。
- ⑤評定値の算出にあたっては、必修科目を必ず算入する。必修科目以外については、GPが高い順に、以下の数値を超えない単位数となるまで算入する。
 - 1年前期終了時： 20単位
 - 1年後期終了時： 40単位
 - 2年前期終了時： 60単位
 - 2年後期終了時： 80単位
 - 3年前期終了時： 100単位
 - 3年後期終了時： 118単位
 - 4年前期終了時： 121単位
 - 卒業時： 124単位
- ⑥不合格科目を再履修した場合は、計算式の分母にあたる履修単位数は変更せずに、分子のGPのみ最新評価結果に変更して算出する。
- ⑦前期終了時に評定値を算出する場合、当該年度に履修中の通年科目は、計算式の分母（履修単位数）に含めない。
- ⑧算出された評定値が同じ場合には、計算式の分子が大きい者を上位の席次とする。分子も同じ場合には同順とする。

9. 単位修得状況や成績に関する指導について

(1) 単位修得状況による指導

① 1年次前期終了時に修得単位が10単位未満の者に対しては、学修意欲の促進と成績向上を目的として、クラス担任が面談等の個別指導を行う。また、1年次終了時に修得単位が20単位未満の者に対しては、クラス担任が面談等を行い、勉学意志の確認や進路変更を含めた今後の進め方に関する相談および指導を行う。なお、いずれの場合も上記修得単位数には卒業要件非加算の単位数を含めない。また、途中で休学がある場合はその期間を考慮して対応する。

② 2年次の終了時に修得単位が40単位未満の者に対しては、自主退学勧告を含んだ強力な指導を行う。（ただし、休学がある場合はその期間は除かれる。）

(2) f-GPAによる指導

各年次終了時に、**f-GPAが0.6未満**の者には、退学勧告を行う。あわせて、**f-GPAが1.5未満**である成績不振の者には個別面談などを実施する。

10. 「事例研究(1)、(2)」の着手条件について

3年次になると各学科各指導教員の研究室に分属して、「事例研究(1)、(2)」に着手する。各学科における事例研究の着手条件は以下の通りである。従って、卒業研究着手条件にも連動して卒業は延期される。また、「事例研究」に着手したが、単位未修得になった場合には、着手条件を満たした次学期に改めて、研究室の再配属手続きを執行することが必要になるので充分注意すること。

(1) 「事例研究(1)」の着手条件

① 66単位以上を修得していること（必選問わず）。

なお、単位の加算を認められたもの以外の特別履修科目と、卒業要件非加算科目の単位は含めない。

② 2年以上（24ヶ月）在学していること（休学期間は在学年数に含めない）。

(2) 「事例研究(2)」の着手条件

① 「事例研究(1)」を修得していること。

※「事例研究(1)、(2)」は、学期ごとに(1)から順番に履修しなければならない。（同一学期に「事例研究(1)と(2)」の同時履修は不可）。

11. 「卒業研究(1)、(2)」の着手条件について

4年次になると各学科各指導教員の研究室に分属して、論文・文献調査・演習等の「卒業研究」に着手するが、以下の条件を充たしていなければ卒業研究着手は認められない。従って卒業は延期される。

(1) 「卒業研究(1)」の着手条件（両学科共通）

① 100単位以上を修得していること（必選問わず）。

なお、単位の加算を認められたもの以外の特別履修科目と、卒業要件非加算科目の単位は含めない。

② 「事例研究(1)」及び「事例研究(2)」を修得していること。

③ 3年以上（36ヶ月）在学していること（休学期間は在学年数に含めない）。

(2) 「卒業研究(2)」の着手条件（両学科共通）

① 「卒業研究(1)」を修得していること。

※「卒業研究(1)、(2)」は、学期ごとに(1)から順番に履修しなければならない。（同一学期に「卒業研究(1)、(2)」の同時履修は不可）

12. 所属学科以外の履修について

一部の科目を除き、同学部内他学科開講科目の履修、および本学他学部開講科目の履修を認めている。また、現在、東京理工系4大学および横浜市内大学間で、相互履修（単位互換）を実施している。申請手続き等の詳細は、年度始めのガイダンス時に周知するが、履修可能な科目と認定単位数は以下のとおりである。

(1) 同学部他学科の科目認定について

①自学科の「専門基礎科目」・「専門科目」として設定されていない他学科の専門科目を履修した場合は、その単位を6単位まで、卒業要件となる「専門基礎科目」「専門科目」に算入することができる（算入区分は履修した科目の科目区分と同一。一部履修できない科目があるので注意すること）。

6単位を超えるものについては、「自由選択科目」に算入することができる。

②他学科の演習科目は原則として履修することはできない。

ただし、他学科の研究室を配属希望できる条件を満たしており、かつ実際に他学科の研究室を希望した学生は、どの研究室に配属されるかに関わらず、演習担当の教員が許可したならば履修することができる（条件等、詳細は別途説明を行う）。他学科の「事例研究」、「卒業研究」の履修には制限および条件を設ける。詳細は別途説明を行う。

③自己の入学年度の教育課程表に記載されていない科目を履修した場合は、卒業要件非加算科目となる。

(2) 本学他学部／理工系4大学*1／横浜市内大学*2単位互換の科目認定について

他学部の「事例研究」「卒業研究」および『教職課程の開講科目』等は履修することはできない。他大学の科目（年度初めに指定された科目に限る）は、科目履修しようとする大学において許可が出た場合のみ履修可能となる。

修得した単位は「自由選択科目」として卒業要件に算入することができる（但し、本学他学部の科目で、自己の入学年度の教育課程表に記載されていない科目を履修した場合は、卒業要件非加算科目となる）。

本学部・学科設置科目と類似した科目の履修を認めるかどうかは個別に判断する。

*1「理工系4大学」工学院大学、芝浦工業大学、東京電機大学

2「横浜市内大学」神奈川大学・関東学院大学・国学院大学・鶴見大学・桐蔭横浜大学・東洋英和女学院大学・フェリス女学院大学*・明治学院大学・横浜商科大学・横浜国立大学（*東洋英和女学院大学・フェリス女学院大学での履修は女子のみ）

(3) 履修の手続きについて

①下表の科目を履修する場合は、通常の履修登録（Webによる登録）ではなく、以下の種別毎の専用用紙・申請書に必要事項を記入し、期限までに横浜キャンパス教育支援センターに提出し、申請すること。

②履修にあたっては、横浜キャンパス教育支援センターに備え付けてある他学部等の「学修要覧」・「教授要目（シラバス）」・「授業時間表」等を参考にすること。

単位互換の種別	申請様式	申請時期
本学他学部（本人の所属以外の学部）開講科目	特別履修申告書	各年度前期 及び 後期始め
横浜市内大学 開講科目	各大学指定申請書 (横浜キャンパス教育支援センターに申し出ること)	前期開講 4月 後期開講 7月
東京理工系4大学 開講科目		各年度前期 及び 後期始め

※具体的な申請時期（期限）は掲示板等で案内するので、確認すること。

(4) 履修の制限について

①自己より上級学年の配当科目は履修できない。

②履修順序の指定がある科目で、前提となる科目を履修していない場合は、当該科目を履修することはできない。

③原則として、クラス指定のある科目については、指定された曜日、時限の科目しか履修することはできない。

④履修希望者が多く、履修人数を制限する場合は当該学部等の学生が優先される。

⑤上記に限らず、科目担当教員が許可しない場合は履修できない。

(5) 履修科目の試験日程及び成績評価は、他学部、他大学等の日程及び基準による。

13. 修業年限及び卒業延期について

- (1) 修業年限（学則第16条「在学年数及び在学年限」及び第45条「卒業及び単位」）
本学を卒業するためには4年以上在学しなければならない。
4年を超え在学し、なお卒業できない場合でも在学年数は8年を超えることはできない。ただし、休学中の期間は在学期間に加えない
- (2) 卒業延期（学則第46条「授業料等」）
4年を超え在学する場合は、4月30日までに定められた所定の学費を納入しなければならない。履修届出については前年度までの方法と同じである。
なお卒業延期者に対しては、科目試験については学期末毎に、卒業試験（卒業研究）については、過去に卒業研究を履修し不可となった者に限り2ヶ月毎に審査が行われて卒業に必要な条件が満足されれば、前者については学期末に、後者については2ヶ月毎の月末に卒業資格が認定される。